

(目的)

第1条 株式会社東京楽天地(以下「当社」といいます。))が、株主優待として提供する、映画無料ご鑑賞サービス(以下「本サービス」といいます。))に関する事項は本約款に定めるところによります。

(定義)

第2条 本約款に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところとします。

1. ご招待株主…当社株主のうち、1月31日または7月31日現在の最終の株主名簿に記載され、「株主カード発行基準」(P.5)記載の基準に適合する株主(100株以上ご所有)であり、第12条による利用停止措置を受けていない方をいいます。
2. ご家族等…ご招待株主のご家族やお親しい方々をいいます。
3. 株主カード…当社がご招待株主に対して発行し、貸与する。当該ご招待株主のご氏名および優待番号が記載されたカードをいいます。株主カードの持参者は、記載された優待番号が株主ご招待券記載の優待番号と一致することにより株主ご招待券の利用資格が認められます。なお、株主カードは、ご本人カード、ファミリーカードの2種とします。
4. ファミリーカード…ご招待株主のご所有株数(200株以上)に応じて「株主カード発行基準」(P.5)記載の基準により当社がご招待株主に対して発行し、貸与する、ご家族等のための株主カードをいいます。
5. 株主ご招待券…当社がご招待株主に対して発行する、本サービスのご利用権を表章する引換券であり優待番号および有効期間が記載されたものをいいます。株主ご招待券の持参者は、記載された優待番号が株主カード記載の優待番号と一致することにより使用することができます。
6. 株主カード等…株主カードおよび株主ご招待券をいいます。

7. 通用劇場…当社直営劇場、東宝系映画劇場、その他本サービスへの協力を承諾した劇場で、本サービスが適用される映画劇場をいいます。

(本サービスの趣旨)

第3条 本サービスは、ご招待株主およびご家族等に、通用劇場において、営業に支障のない範囲において映画を無料でご鑑賞いただくことにより、当社の事業活動へのご理解を一層深めていただくことをその趣旨とします。

2. 本サービスを利用する権利を有償譲渡することは、前項の趣旨に反するものであり、またそれにより有料興行においてサービスを提供する映画配給・興行会社が本来取得すべき対価を得られないことになり、映画興行の健全な市場形成を阻害し、株主共同の利益を害するものである、できないものとします。

(株主カードの発行)

第4条 当社は、ご招待株主に対し、「株主カード発行基準」(P.5)記載の基準により株主カードを発行し、貸与します。

- (2) 前項に基づき株主カードを貸与されたご招待株主が、継続してご招待株主である場合は、新たな株主カードを発行しませんので、当該ご招待株主は既発行の株主カードを継続して使用するものとします。
- (3) 新規にご招待株主となった方には、当社は、7月31日現在の株主名簿に基づき新規にご招待株主となった場合は10月中旬に、1月31日現在の株主名簿に基づき新規にご招待株主となった場合は4月下旬に、「株主カード発行基準」(P.5)の基準により株主カードをそれぞれ発行し、貸与します。
- (4) 株主の買い増し等により、ファミリーカードの追加発行を受ける権利を有することとなったご招待株主に対しては、前項の時期にこれを発行し、貸与します。
- (5) 株主カードの所有権は当社に帰属しますので、有償無償にかかわらず株主カードを譲渡することはできません。
- (6) 株主カードの貸与を受けたご招待株主は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。
- (7) ご招待株主は、ファミリーカードをご家族等に、本約款を了承せしめたうえで、無償で転貸することができるものとします。
- (8) ご招待株主が株主カードを転貸したことに係るトラブルについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

(株主カードの再発行)

第5条 汚損、破損、紛失、盗難または焼失等により株主カードの再発行を希望するご招待株主は、所定の手続きによりカードの再発行を受けることができるものとします。ただし、当該ご招待株主は再発行に係る手数料を負担するものとします。

- (2) 当社は、株主カードの再発行を再三請求するご招待株主に対しては、これをお断りすることができるものとします。

(無効株主カード)

第6条 次の株主カードは、無効とします。

1. ご招待株主名または優待番号が記載されていないもの
2. 記載されたご招待株主名または優待番号が抹消または改ざんされているもの
3. 株主譲渡等により、1月31日または7月31日現在の株主名簿上に株主名の記載がなくなり、最後に送付された株主ご招待券の有効期間が終了した後のもの
4. 当社により発行されたものでないもの

(株主ご招待券の発行)

第7条 当社は、1月31日現在のご招待株主に対しては4月下旬に、7月31日現在のご招待株主に対しては10月中旬に「株主ご招待券発行基準」(P.7)記載の基準により株主ご招待券をそれぞれ発行します。

- (2) ご招待株主は株主ご招待券をご家族等に、本約款を了承せしめたうえで無償で譲渡することができるものとします。
- (3) 株主ご招待券の譲渡に係るトラブルについては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 株主ご招待券は、原則として再発行はしないものとします。
- (5) 有効期間内に使用されなかった株主ご招待券について、当社は 買取り、補償その他何らの義務も負わないものとします。

(6) 有効期間終了前に、有効期間終了までにご招待株主が株主ご招待券を使用しないことが明らかである場合であっても、当社は本サービスの提供以外の利益の供与は行いません。

(無効株主ご招待券)

第8条 次の株主ご招待券は無効とします。

1. 優待番号が記載されていないもの
2. 記載された優待番号が抹消されているもの
3. 優待番号はか券面に記載された事項が改ざんされているもの
4. 半券部分が切り離されたもの
5. 汚損、破損のため優待番号または有効期間が判読できないもの
6. 券面に記載された有効期間が開始前のものまたは終了したもの(なお、通用劇場で有効期間終了後の日の入場券を事前販売している場合において、有効期間内に当該事前販売で本サービスを利用された場合には、有効期間外の日に映画をご鑑賞いただくことができます。)
7. 当社により発行されたものでないもの

(通用劇場の範囲)

第9条 通用劇場の範囲は、株主ご招待券裏面および「株主優待のしおり」に記載するところとします。

- (2) 前項にかかわらず、事情により株主ご招待券の有効期間中に通用劇場が変更される場合があります。
- (3) 通用劇場の範囲および変更については、当社は適時当社ホームページ(<http://www.rakutenchi.co.jp/>)上に掲出します。

(本サービスの利用)

第10条 本サービスは、通用劇場の入場券売場(一部の通用劇場では入場口)において、ご招待株主またはご家族等が、有効な株主カードと株主ご招待券を併せて提示し、かつ、株主カードと株主ご招待券の双方に記載された優待番号が一致したときに、利用することができるものとします。

- (2) 株主ご招待券は、大人、小人にかかわらず1名の方の1回の上映(自由入場制の場合にあっては1回の入場)当たり当社が別途定める基準により、通用劇場ごとに1枚または2枚の枚数を要するものとします。
- (3) 鑑賞いただける映画の範囲は、株主ご招待券裏面および「株主優待のしおり」に記載するところとします。
- (4) 通用劇場の係員は、第1項の優待番号の一致を確認した後、提示された株主ご招待券を半裁し、その半券を株主カードとともに持参者へ返却し、入場手続を取ります。
- (5) いかなる場合においても、株主カードのみ、または株主ご招待券のみの提示により本サービスを利用することはできません。
- (6) 本サービスは、オールナイト等の特別興行およびプレミアスクリーン等の特殊なシートではご利用できません。
- (7) 本サービスでは、インターネットによる座席予約、シネマイレージにおけるマイルの追加など有料入場の場合を対象としたサービスはご利用することはできません。
- (8) 本サービスをご利用される場合においても、行政指導、業界団体による自主規制など、有料入場の場合と同様の入場制限が適用となります。
- (9) 前4項のほか、本サービスのご利用については、株主ご招待券または「株主優待のしおり」に記載される制約事項があります。
- (10) 優待番号が一致した場合においても、金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、株主カード等が有償譲渡されたものであることが明らかとなったときは、通用劇場は利用をお断りすることができるものとします。
- (11) 前項により、持参者が本サービスを利用することができなくなることによる不利益の責任は、本約款に反して株主カード等を持参者に直接または間接に有償譲渡した者にあるものとし、当社は一切の責任を負いません。

(本サービス利用権消滅等)のときの扱い

第11条 株式譲渡等により、1月31日または7月31日現在の株主名簿上に株主名の記載がなくなったときは、最後に送付された株主ご招待券の有効期間終了をもって、当該株主カードは無効となります。この場合、当該株主は株主カードを当社へ返却する必要はありませんが、裁断等の適切な損壊措置を取り、廃棄するものとします。

2. 株式譲渡等により、株主カードの貸与を受ける権利が「株主カード発行基準」(P.5)記載の基準に照らして、すでに送付された株主カードの枚数分より少なくなってしまった場合には、当該ご招待株主は、基準を上回る送付済株主カードを、当社へ返却することなく、そのまま使用することができるものとします。

(利用停止措置)

- 第12条 ご招待株主またはご招待株主から株主カード等を転貸され、または第4条第5項に反して譲渡された者が、金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、株主カード等を有償譲渡し、または有償譲渡の対象物として提供したときは、当該ご招待株主は、本約款に反する行為を行ったものとして、次回の株主ご招待券発行時以降、本サービスを利用する権利を失うものとします。
- (2) 当社は前項の場合、当該株主に対し、以降一切の株主カード等の発行を停止する措置を取ることができるものとします。
- (3) 前項の場合、当社は当該株主に対し、次回の株主ご招待券発行時以降、本サービスを停止する措置を取る旨の通告を行います。
- (4) 当社は、第2項の措置により生じた株主の不利益について一切の責任を負わないものとします。

(雑則)

第13条 本約款は、予告なく変更される場合があります。この場合、当社はご招待株主に対し変更内容または変更後の約款を速やかに通知するものとします。

- (2) 本約款は、当社ホームページ上に掲出します。
- (3) 第1項後段にかかわらず、軽易な変更の場合は、当社ホームページ上への変更内容または変更後の約款の掲出により通知に代えることができるものとします。

以上